

令和6年第4回玉名市農業委員会総会議事録

令和6年4月5日（金）午後2時 玉名市民会館 第2会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	下川 安	2番	高田 優子	3番	村上 孝夫	4番	岡田 正治
5番	坂本 正敏	6番	土田 健一	7番	田端 末雄	8番	本田多美子
9番	岡村 栄一	10番	澤村 哲志	11番	木村 昌治	12番	西本賢二郎
13番	中島 浩輔	14番	徳井 勝美	15番	境 浩之	16番	高島 尚
18番	田上 靖晃	19番	丸山 和則				

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

17番 中山 一久

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1	水本 信之	推2	梅田 政次郎	推3	田中 正通	推4	小山 包昭
推5	安田 謙二	推6	縄田 伊知郎	推8	上田 龍介	推9	平野 雅久
推10	嶋田 裕一	推11	柴尾 覚	推12	高本 昌揮	推13	宮永 義一
推14	東 直幸	推15	大家 泉	推16	園田 勝義	推17	永田 眞一
推18	後藤 雄一	推19	坂門 聡一				

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推7 船津 和利

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	二階堂正一郎	次長	西山 美和	主任	大原 三和	主任	村上 寛子
主任	酒井 史浩						

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第16号 農地法第3条の規定による許可申請について
第17号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について（5条許可後）
第18号 農地法第5条の規定による許可申請について
第19号 農用地利用集積計画の決定について
第20号 農用地利用集積等促進計画の意見決定について

報 告

第9号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
第10号 農地の形状変更届について

1. 開 会

○事務局長（二階堂正一郎君） それでは、会議を始めたいと思います。本日は、農業委員総数19名のうち中山委員から欠席の届けがあっており、18名の御出席でございます。

また、最適化推進委員総数19名のうち、船津委員から欠席の届けがあっており、18名の御出席でございます。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから、令和6年第4回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（二階堂正一郎君） まず下川会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（下川 安君） それでは皆様、改めましてこんにちは。本日は4月ということで新年度でございます。新年度の第1回の総会ということでお集まりいただきました。ありがとうございました。

新年度と申しますと、今、本当に異動という話が出ましたけれども、先ほど局長のほうから話がありましたけど、事務局のほうは、農地中間管理事業を農業委員会で受けるということになりましたので、ちょっと人員は増えていますが、あとの皆様は異動なしということで、なかなかこういうのは珍しいかなとは思っておりますけれども、そういうことで、先ほど事務分担表を配っておりますけれども、そういう体制でということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、また私たち今の農業委員の体制、今年度の7月までです。今日を合わせると多分総会は4回だと思いますので、皆さん最後までよろしくお願い申し上げます。

そういうことで、早速新年度の審議に入りたいと思いますので、御審議をよろしくお願いいたします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（下川 安君） それでは早速議事に入りたいと思います。

本日は議第16号から20号までの87件の議案の審議、それから、報告第9号から11号までの40件の報告があります。皆様方の慎重なる御審議どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の議事録署名は、委員番号18番の田上靖晃委員と19番の丸山和則委員によろしくお願いしたいと思います。

なお、発言の際は、委員番号及び氏名を述べた上で発言をいただきますようよろしく願いいたします。併せまして、採決の際は、議決権のある農業委員のみの挙手でよろしくお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（下川 安君） それでは、はじめに、議第16号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は9件です。

それでは、事務局の説明をよろしくお願いします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 議案の1ページをお願いいたします。

議第16号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和6年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、神奈川県横浜市と築地の申請人で、築地の畑2,331㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

2番、築地と阿蘇市の申請人で、築地の畑337㎡を相手方の要望と経営拡張のため売買するものです。

3番につきましては、譲渡人の事情により、令和6年3月29日付けで取り下げがっております。

4番、下の申請人で、下の田804㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

5番、岱明町の申請人で、岱明町の畑551㎡外3筆、1,608㎡を労力不足と相手方の要望のため贈与するものです。

6番、長洲町と熊本市の申請人で、岱明町の田347㎡外3筆、計3,906㎡を相手方の要望と経営拡張のため贈与するものです。

7番、天水町の申請人で、天水町の畑276㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

3ページをお願いいたします。

8番、天水町の申請人で、天水町の畑67㎡外1筆、計342㎡を相手方の要望と隣接地取得のため売買するものです。

9番、天水町の申請人で、天水町の畑900㎡を農業者年金受給のため使用貸借権を結ぶものです。報告第9号26番と関連しております。

10番、熊本市と天水町の申請人で、天水町の畑580㎡外2筆、計733㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

以上9件の合計11,237㎡につきまして、農地法第3条第2項各号の禁止規

定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題ないことから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

また3月29日と4月2日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から順に委員の説明をお願いいたします。連続して説明される場合は、続けてよろしく願いします。

それでは、1番と2番は同じ委員さんですのでよろしくお願いします。

○3番（村上孝夫君） 農業委員3番、村上です。1番の案件について説明します。

譲渡人は労力不足、譲受人は相手方の要望、面積は2,331㎡です。

現地調査した結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願いします。

続きまして、2番の案件について説明します。

譲渡人は相手方の要望、譲受人は経営拡張です。面積は337㎡、現地調査した結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、4番をお願いいたします。

○9番（岡村栄一君） 農業委員9番、岡村です。

4番の案件について説明します。

譲渡人は労力不足、譲受人は相手方の要望、何ら問題ないと思います。

御審議のほどよろしくお願いします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、5番をお願いいたします。

○推13番（宮永義一君） 推進委員13番、宮永です。5番の案件について説明いたします。

譲渡人は姉で譲受人は弟で、岱明町下沖洲の畑、合計で1,608㎡をですね、姉が弟に贈与するものです。何も問題はないと思いますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、6番をお願いいたします。

○14番（徳井勝美君） 14番、徳井勝美です。6番の案件について説明します。

譲渡人と譲受人はいとこ関係です。譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張ということです。農地の所在地は、玉名市岱明町鍋3筆、玉名市岱明町扇崎1筆、計の4

筆で3,906㎡です。これは全て贈与です。

現地調査をいたしましたが無問題と許可相当と判断します。以上です。審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、7番をお願いします。

○推17番（永田眞一君） 推進委員17番、永田です。7番の案件について説明いたします。

譲渡人は高齢で労力不足、譲受人は相手方の要望と隣接地取得です。

現地調査の結果、何も問題なく許可相当と思います。以上です。

続きまして、8番の案件につきまして説明いたします。

譲渡人は相手方の要望です。譲受人は隣接地取得です。現地調査の結果、何も問題なく許可相当と思います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、9番をお願いします。

○18番（田上靖晃君） 農業委員18番、田上です。9番の案件について説明します。

申請農地は使用貸人が父、使用借人が子の親子間の使用貸借を希望する農地です。

農業者年金受給のための貸借で、許可相当と認めます。よろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、10番をお願いします。

○19番（丸山和則君） 農業委員19番、丸山です。

10番の案件は天水町八久保集落内に位置し、面積733㎡の樹園地です。譲受人の家を取り囲むように位置しており、29日に現地確認しており、問題はないと思います。審議をお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

3条申請につきまして、委員の説明が終わりましたがけれども、皆さんのほうから何か御質問、御意見等ございませんでしょうか。

はい、坂本委員。

○5番（坂本正敏君） 農業委員5番、坂本です。2番の案件にお尋ねしたいと思えます。

この案件は前回取り下げられた案件なんですね。前回取り下げて今回またあがったということは、前回は何か不備かなんかあったんですか、それを教えてください。

○事務局次長（西山美和君） 事務局の西山です。

この取り下げられた案件はこの隣の農地です、今回はですね、その隣の農地を申請しますということであがっています。面積も一緒なんですよ。

○5番（坂本正敏君） すみません、私が間違っておりました。

○議長（下川 安君） ほかに何かございませんか。

○8番（本田多美子君） 農業委員8番、本田です。

今の2番の案件なんですけど、やはりどうしても金額がとても高いと思うんですけど、この337㎡に何を作物的に植えられるのか、そういう計画は。

○3番（村上孝夫君） 野菜とか、3分の1ぐらいが通路になるんですが、登り口がないんですよ、今のところ。

○8番（本田多美子君） 自分の畑に行く道に対して。

○3番（村上孝夫君） 道に面しとるばってん、トラクターを入れようとしても入り口がないけん、そこを造るので3分の1ぐらいは削ってからトラクターで入ると、面積は狭くなると思います。筆面積は。

○8番（本田多美子君） わかりました。ありがとうございます。

○5番（坂本正敏君） 農業委員、坂本です。

この場所は将来的に宅地になるとですか。宅地になる可能性があるとかですか。

（「計画はあります」と呼ぶ者あり）計画はある。（「裏側ですね」と呼ぶ者あり）
要するに将来宅地目的で売買しなはるとね。

○3番（村上孝夫君） もう1個、先月あがっていたところが大体通る道を作るために確保してあります。

○5番（坂本正敏君） なんかそういう将来的に宅地にするという目的で農地売買はしてよろしいのですかねとちょっと思いますけど。そのへんはどがんですか。

○事務局次長（西山美和君） 事務局、西山です。申請地は、ここは農地として使いますということですので、申請があがっていたものですから受理はしました。この方の農法がですね、化学肥料とかを使わない農地がいいそうなんです、自分が作物を作るにあたってですね。そして、何年も作っていない土地がいいのでここを購入したという理由も申請のときは言われました。

○5番（坂本正敏君） 将来的に宅地転用のあれがあがってきたときは、これ追跡調査じゃないですけどね、これ絶対認めませんとか、そういうのを横に備考を付けて、そういうことはできんとですかね。

○事務局長（二階堂正一郎君） 事務局長の二階堂ですけど、あくまでも今回の場合は農地として買われて農地として利用されるということの3条申請です。ここがもし言われているように宅地になるということで宅地の申請、転用申請ですね、それが3年とか4年とか出たときには、あくまでもそのときは転用の許可基準に沿った審査をして、それで許可相当と認められればそれは許可するしかありません。

○5番（坂本正敏君） こういうとは追跡調査じゃないけど、備考欄に農地として利用

するので、農地として、要するにそういう契約書じゃなかばってんですね、そういうとは付けられんかなあていうとば聞きよとです。

○事務局長（二階堂正一郎君） それは永久的にということ。

○5番（坂本正敏君） 永久というか私が目の黒いうち。

○事務局長（二階堂正一郎君） そういった強制力はないですね。

○5番（坂本正敏君） 例えば、来年またこういうふうにあがってきたら、調査して許可相当となったら転用になるわけですね。わかりました。

○8番（本田多美子君） すみませんもう一点。そしたら今の件で、農地として購入して、そしてすぐ転用ということがよくあるじゃないですか。玉名市の場合、何年間とかそういうのは規約とかそういうのはあるんでしょうか。

○事務局長（二階堂正一郎君） そういった規約というのはありません。多分ずっと前は3耕作だったかな、3年は耕作してくださいとかお話をして申請を受け付けていた時代があったんですけども、今そういった何年作りなさいよということは言っちゃ駄目ということで、強制力がないんですよ。

○8番（本田多美子君） じゃあすぐでも全部書類がそろえば転用できるということなんでしょうか。

○事務局長（二階堂正一郎君） これはあくまでも耕作をしていただくための許可で出してあるので。

○5番（坂本正敏君） それは誰が決むつとですか。今言った、例えば5年間なしやんむり作れとか、そういうとはありませんとか、何年か前まではそういう決まりがあったけど。

○事務局長（二階堂正一郎君） 決まりがあったわけじゃなくて、あくまでもそこは市町村に報告して実際はそういったところは農地法の中に書いてありませんので、出してないので、そのへんの強制力は。

○5番（坂本正敏君） 要するに採決するときにですよ、ここだけは認められませんか、一括でするでしょう。私はこれは許可は認めませんで、これだけは別にして審議してくれとか、そういうやり方もできるですね。じゃあそのときはそういうふうにもメモば書いとってください。

○推1（水本信之君） この会議で、2番だけはそういうふうにして審議をお願いしますすて言うたらよかつじゃなかですか。2番はどうしますかて皆さんに聞いたら。

○議長（下川 安君） そうですね、だからとり方として1番はオッケーですか、2番はというと、多数決でオッケーですねとか、そういうことになる。そういうやり方で、こういう異議があったときにですね、なら1番、2番、3番でそういう採決をとっていくか、そういうやり方で、中には農業委員さんの中で反対があったよとい

うようなことを議事録でとつとくというやり方もあると思います。

○議長（下川 安君） それではすみません、ほかにございせんか。皆さんのほうから今の件で何か御意見があれば。

はい、土田委員。

○6番（土田健一君） この道路を、買われて道路の一部として使われるけれども、本来その入ろうとする土地というのは広さはどれだけあるんですか。

○3番（村上孝夫君） 337㎡です。

○6番（土田健一君） どこかに入るためにこの337㎡を買われたわけでしょう。

○3番（村上孝夫君） 337㎡を買って、ただそこが3mぐらい道路より高いんですよ。

○議長（下川 安君） よろしいですか。ほかにありますでしょうか。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。

この案件をちょっと見に行ったときに、隣の自動車販売所の人からちょっと言われた話が、その後ろの土地に結構広い土地があるんですよ。そこにアパートを誰かが建てるという話があつとらしいです。進入路がないけんあそこを買ったのかなくて、私はそのとき思ったんですよ。転売目的じゃないかなあと思ったんですけど、そのあたりは、申請人が野菜を作りますって言われるけんですね、言わすなら申請を通さんわけにはいかんし、さっき言われたように、何年間作りますかていうそれがあればよかばってん。昔、前の知つとる人の農業委員がおったんですけど、そういうところがあつたんですね、田んぼを埋め立てて、要するに農業者じゃない人が買って、そこに作物を作ります。作物は何年作つとよかですかていう話があつて、1作つくればよかと、二十日大根でもよかつたかという話が出たんですよ。これは余談な話ばってんが、ちょっとおかしいなとは思つたけど、申請されるとには別に私が作りますて、野菜を作りますて言われる分には、反対、通さんわけにはいかんのかなあとちょっと思いました。以上です。

○議長（下川 安君） よろしいですか。すみません、一応この3条については、9件に受け付けはしてあります。現地を皆さんで現地調査をされているのかなということで、先ほど説明もありましたけれども、それについて皆様の判断ということになるかと思つたので、一括して3条9件について採決をとりたいと思つたので、よろしく願いいたします。

議第16号農地法第3条の規定による許可申請9件ですけれども、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をよろしく願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、

議第16号については、許可することに決定いたしました。

しかしながら、皆さん、今言われた意見はですね、きちんと議事録のほうには残ると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、議第17号農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。件数は1件です。

それでは、事務局より説明をよろしくお願ひします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 4ページをお願ひいたします。

議第17号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定による農地転用許可後の下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。令和6年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が六田の田419㎡外1筆の計818㎡です。備考欄の理由により貸建設資材置場としての計画変更になるものです。

以上1件、818㎡を御提案しております。よろしく御審議をお願ひいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番について、担当委員の説明をよろしくお願ひいたします。

では1番をお願ひします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番の案件について御説明します。

この申請地は、令和5年9月にクリニックの南西200mぐらいの位置にあります。2筆で818㎡の田に建設業者が共同住宅2棟を建設予定でしたが、事業者がほかに借入があったために金融機関からの融資を受けることができず建設を断念し、計画が白紙になりました。

それから、玉名市の建設会社より、近年の住宅事業の増加及び公共事業受注の増加により、宅地造成及び住宅建築のための一時保管所になる資材置場を早急に探してほしいとの要望があり、この土地を資材置場として利用するものです。

現地調査の結果、問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

ただいま担当委員の説明が終わりましたが、皆さんのほうから御質問、御意見等ございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決に移らせていただきます。

議第17号農地法第5条許可後の事業計画変更承認申請1件につきまして、原案のとおり承認することに異議のない方は、挙手をよろしくお願ひいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、

議第17号につきましては、承認することに決定いたしました。

続きまして、議第18号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題いたします。件数は15件です。

それから、なお、受付番号9番については始末書の添付がありますので、担当委員の説明の前に事務局担当者が読み上げます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 5ページをお願いいたします。

議第18号農地法第5条の規定による農地の許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和6年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が片諏訪の畑455㎡で、転用目的は建売住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

2番、申請物件が玉名の畑185㎡外1筆、計463㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地の原則不許可となるところですが、申請の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落接続して設置されるものであり、例外的に許可は可能となっております。

3番、申請物件が玉名の田613㎡外2筆、計1,002㎡で、転用目的は共同住宅です。農地区分は、新玉名駅から300m以内の農地で、第3種農地と判断しております。報告第9号38番と関連しております。

4番、申請物件が玉名の田410㎡外2筆、計809.33㎡で、転用目的は共同住宅です。農地区分は、新玉名駅から300m以内の農地で、第3種農地と判断しております。

5番、申請物件が玉名の田31㎡外6筆、計1,569.22㎡で、転用目的は共同住宅です。農地区分は、新玉名駅から300m以内の農地で、第3種農地と判断しております。

6番、申請物件が玉名の田1,016㎡外2筆、計2,656㎡で、転用目的は特定建築条件付き土地です。農地区分は、新玉名駅から300m以内の農地で、第3種農地と判断しております。

7番、申請物件が月田の畑645㎡外2筆、計2,690㎡で、転用目的は山砂採取です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

7ページをお願いいたします。

8番、申請物件が石貫の田890㎡で、転用目的は太陽光発電施設です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

9番、申請物件が岱明町の畑、現況雑種地26㎡で、転用目的は進入路です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

10番、申請物件が岱明町の畑295㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

11番、申請物件が岱明町の畑963外1筆、計1,024㎡で、転用目的は宅地分譲です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

12番、申請物件が岱明町の畑105㎡で、転用目的は進入路です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。次の13番と関連しております。

13番、申請物件が岱明町の畑357㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

14番、申請物件が横島町の畑280㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

15番、申請物件が天水町の畑320㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落接続して設置されるものであり、例外的に許可は可能となっております。報告第9号26番と関連しております。

以上15件、合計12,941.55㎡につきまして、申請内容を農地用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

また3月29日、4月2日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から順に委員の説明をお願いいたします。連続して説明される場合は続けてお願いいたします。それでは1番をお願いします。

○推5番（安田謙二君） 推進委員5番、安田です。1番の案件について御説明します。

申請地は伊倉小学校を南へ200mぐらいのところですが、今回の転用は455㎡で、宅地とあわせて940㎡になります。北側、西側、南側は住宅で、東側は道路に面しています。建売分譲住宅2戸と出入口、あとは駐車場です。住宅は平屋住宅2戸で、土地の西側の予定です。住宅面積は1戸が106.10㎡、もう1戸が103.51㎡で、施設面積は2戸で209.61㎡です。残りは駐車場と入り口スペースになります。給排水計画は、給水は道路東側の上水道に接続、汚水、生活雑排水は合併浄化槽で処理したあと東側排水路に、雨水は自然浸透させるほか集水枥を設置し、東側水路へ流します。

被害防除計画申請地は平坦な土地で、北側、西側隣接地には境界壁があり、南側境界には隣地の垣根があり、この部分に境界壁を設置するかについては検討中ですが、特に盛土、土砂を入れる工事はないことから土砂の流出はないと思います。万が一被害が生じた場合は、譲受人の責任において対処するということです。

現地確認をしましたが、特に問題ないかと思いますが、よろしくお願いします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、2番、3番、4番、5番、6番につきましては同じ委員さんですので、続けてよろしくお願いいたします。

○9番（岡村栄一君） 農業委員9番、岡村です。2番の案件について説明します。

個人住宅、申請地は、県北病院から北500mのお宮の横です。申請地は畑で、申請人は申請地の実家の畑、申請人は実家に子ども3人と住んでいて、子どもが大きくなったので実家の畑に新築を計画しています。申請地は、北側、西側は住宅地、東側は畑、南側は道路と水路、転用面積は463㎡、住宅地は110㎡、木造平屋、盛土して周辺はブロックで囲む、給排水は市水、生活排水は市下水道に接続、雨水は溜め枥をして南側の水路に排出する。万が一被害が発生した場合は、転用者が責任をもって対処するとのこと。

現地調査の結果、特に問題はないと思いますので、御審議をお願いします。以上です。

続きまして、3番から6番について案件を説明します。

申請地は、新玉名駅西駐車場横、店舗の裏側、面積としては6,000㎡、市の整備土地開発に入っております32haの中の一部です。3番の案件は2階建て共同住宅8世帯、4番の案件が2階建て共同住宅8世帯、5番の案件が2階建て2棟8世帯と6世帯、3番と4番の間に市道が通っています。東側は駐車場横、西側は農道、北側は高架橋、南側は店舗、4、5、6番の駐車場側道路に入り口をとります。

西の駅の駐車場横に５、６番の入り口は道路を造ります。市道と同じ高さに盛土する、周辺はブロックの擁壁を造る、土砂の流れはないようにする。給排水は公共下水道、上水下水道に接続する。雨水は溜め枳をして道路側の側溝に排出する。市の駅周辺等の整備基本計画の中の対象地であり、西側は農道から手前は今後市が７ｍ道路を計画設置するということです。万が一被害が発生した場合は、転用者が責任をもって対処することです。

６番の特定建築条件付き土地１２戸というのは、１２戸を建てて売ることですね、建売になるということで、そういう説明です。全部業者が万が一被害が発生した場合は、転用者が責任をもって対処するそうです。

現地調査の結果、特に問題はないと思いますので、御審議のほどよろしく願います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

事務局から何かある。

○主任（酒井史浩君） ただいまの６番の案件なんですけれども、これは宅地分譲です。宅地の土地を誰か買いませんか。そこに、「はい、買います」と言った人が家を建てる、そういうような建売住宅の販売ではないということです。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、７番をお願いします。

○推８番（上田龍介君） 推進委員８番、上田です。７番の案件について御説明いたします。

現地は玉杵名橋から菊水方向に約２キロほど行った場所でございます。転用目的は山砂採取であります。面積については２,６９０㎡でございます。

４月２日に現地を確認いたしましたところ、何ら問題ないと思います。よろしく願います。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、８番をお願いいたします。

○１０番（澤村哲志君） 農業委員１０番、澤村です。案件８について御説明いたします。

申請地の場所は、三ツ川工業団地の西、約１kmぐらいのところで、北、南、西は１０年以上前から耕作をされていない農地で、東は農道となっております。土地の選定理由として、近くに電線が多く通っており、発電した電気を送電することが容易であったため、また農業を行ったり、建築物をしたりして人が出入りすることが不便な場所であるため今回の申請に至ったそうです。転用面積は８９０㎡で、太陽光パネルを２００枚、３７０㎡、そのほか通路及び管理地５２０㎡で、隣接する農

地、また農道の境界にフェンスを設置し、人また動物などの侵入を防ぐ、給排水計画では、給水はない、雨水、生活雑排水、汚水は発生はない、雨水は地下浸透、被害防除計画は、造成中は土砂の流出がないように十分気をつけ、万が一流出などが発生した場合は、申請人が責任をもって対処するとのことでした。

現地を確認したところ特に問題はないので、許可相当と認めます。御審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして9番ですけど、9番には始末書が出ていますので、委員の説明の前に事務局のほうで読み上げます。

○主任（酒井史浩君） — 9番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） ただいま9番の始末書が読み上げられましたので、委員の説明をよろしくお願いいたします。

○11番（木村昌治君） 農業委員11番、木村です。9番の案件について説明します。

申請地は岱明町開田公民館の東側にあります。今、始末書で読み上げられたとおり、昭和53年頃より奥の家屋への進入路として利用されていた26㎡の畑です。譲渡人と譲受人は親戚関係で、贈与とのこと。既に利用されており、現状からは給排水等は関係なく、雨水については自然浸透及び浸透できないものは隣接する側溝に流します。被害防除等については、現状からして発生しない状況です。

現地調査の結果、問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、10番の説明をお願いします。

○推10番（嶋田裕一君） 推進委員10番の嶋田です。10番の案件について御説明いたします。

申請地は岱明町睦合小学校から南西に約300mほどの場所です。申請人は熊本市に借家住まいですが、将来生まれてくる子どものための子育ての環境をつくることと、両親の健康状態の心配から、実家も近く、環境も恵まれた申請地が最適とすることで選定されました。本件土地での個人住宅の新築を計画しているものです。申請地の周辺は南北に住宅、東側に市道、西側は雑種地となります。転用面積は295㎡で、100.93㎡の平屋住宅、ほか駐車場や庭及び通路を整備する計画です。給排水の計画については、給水は玉名市水道を引き込み、生活雑排水も公共下水道に接続します。雨水については敷地内に自然浸透枳及び雨水枳を設置し、東側道路に排水するということです。万が一被害が発生した場合は、転用者が責任をもって対処するとのことでした。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしく
お願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、11番、12番、13番については同じ委員ですので、続けてよろ
しくお願いします。

○推12番（高本昌揮君） 推進委員12番、高本です。11番の案件について説明し
ます。

申請地は岱明ふれあい健康センターより南に50m行ったところで、住宅地3区
画になります。1つ目は301㎡、3つ目は354㎡、3番目は369㎡で、合計
1,024㎡です。敷地内の東側には道路が坂道になっていて、その坂道のところ
ぐらいまで盛土をするみたいです。西側にはブロック、北側には買い主さんが買わ
れたら、そこでブロックするか要検討らしいです。給水は玉名市上下水道を利用し
ます。雨水は敷地内に砂利敷きをし、自然浸透を図るとともに、西側に緩やかな傾
斜を傾け隣接道路に排出します。雨樋を経て西側の隣接道路の側溝にも排出します。
生活污水の処理方法は同じ上下水道に排出します。

現地調査の結果、何ら問題はないと思います。審議のほどよろしくお願いします。
続きまして、12番の案件について御説明します。

申請地は岱明中より東に500m行ったところの小高くなった農地です。これは
13番に関連しており、13番の場所に行くための進入路です。この畑の進入路と
住宅に入っていく進入路は共同で使われるそうです。転用面積は105㎡で、給排
水はありません。雨水は自然浸透で、処理しきれない分に関しては、北側道路の側
溝に排水いたします。

続きまして、13番の案件について説明します。

12番に関連しており、その先の357㎡を住宅申請になります。木造平屋建て
87.52㎡の木造平屋建てになります。東側、南側、北側、西側に関しても全て
ブロック2段重ねでされるそうです。給排水に関しては、北側道路に埋設した市上
下水道からの給水、雨水は地下浸透の処理、処理しきれない雨水に関しては、北側
道路側溝に排水、生活雑排水は北側道路に埋設された上下水道に排出いたします。
工事期間中不備があった場合は、申請者が責任をもって対処されるそうです。

以上になります。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、14番をお願いいたします。

○2番（高田優子君） 農業委員2番、高田です。14番の案件について御説明いたし
ます。

転用の目的は個人住宅です。目的及び必要性ですが、申請人は現在玉名市六田地区のアパート住まいであり、現在長女の方が横島の保育園に通っておられます。将来横島小学校に進学することを希望していらっしゃるため、申請地に個人住宅の新築の計画をしたそうです。なお、転用の面積は280㎡、個人住宅1棟、給排水計画ですが、給水はボーリングにより地下水を利用する。生活排水は公共の下水道に接続する。雨水は地下浸透とし、オーバーフロー分は北側水路に排出、被害防除計画ですが、北側道路と同じ高さ程度に盛土をする。崩落防止のためL型擁壁を設置する。ガス、湧水及び粉塵による付近の農地への影響はないそうです。農地には隣接しておりませんので、日照・風・耕作等への影響はないと思われます。転用に当たっては、近隣の農地の土地被害発生がないように十分注意するということですが、また損害が発生した場合は、申請人の法的責任の範囲内で速やかに対処するということでした。

3月29日に現地の調査を行いました。問題は無いと思います。御審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、15番をお願いいたします。

○18番（田上靖晃君） 農業委員18番、田上です。15番の案件について御説明いたします。

申請地は玉名市天水支所から南に約200m、玉名市天水学校給食センターの南東100mの市道に沿った農地で、200m圏内に銀行、病院、小中学校がある場所です。申請人は山鹿市に住んでいますが、勤務地が玉名市内であり、生まれ育った当該地区に愛着もあり、今後高齢になる両親の近くに住みたいとのことで個人住宅を計画しているものです。申請地の周辺は、西側は道路、ほかは農地ですが、南側、東側は父が所有し、姉が借用し耕作する農地、北側は幅3mほどの農地を隔てて住宅地です。転用面積は320㎡で、施設面積83.22㎡の平屋住宅を建設する計画です。土地の形状は平地で、造成工事は不要であり、整地程度で建築できます。給排水の計画については、給水はボーリングの水を引き込み、生活雑排水については合併浄化槽を設置し、西側の排水路に流し、雨水は地下浸透するが、オーバーする分は雨水配管を設置して、当排水路に排水するということです。万が一被害が発生した場合は、転用者が責任をもって対処するということです。

以上、現地調査した結果、特に問題はないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

5条申請につきまして担当委員の説明が終わりましたが、皆さんのほうか

ら御意見、御質問はございますでしょうか。

(なしの声)

○議長（下川 安君） 御質問、御意見がなければ採決に移りたいと思います。

議第18号農地法第5条の規定による許可申請15件について、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をよろしく願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第18号については、許可することに決定いたしました。

続きまして、議第19号農用地利用集積計画の決定を議題といたします。件数は53件です。

事務局より説明をお願いします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 9ページをお願いいたします。

議第19号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。令和6年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

10ページから11ページの総括表と12ページから16ページまでの集計表のとおり玉名市長より意見を求められております。

今回は所有権移転が8件、14,814㎡、利用権設定が45件、158,514㎡、合計53件、173,328㎡の集積です。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたけれども、皆さん、御意見、御質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決に移りたいと思います。

議第19号農用地利用集積計画の決定53件につきまして、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をよろしく願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第19号につきましては、原案どおり決定いたしました。

次に、議第20号農用地利用集積等促進計画の意見決定についてを議題といたします。件数は7件です。

事務局より説明をお願いします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 17ページになります。

議第20号農用地利用集積等促進計画の意見決定について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画に対する意見について、次のとおり決定する。令和6年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

18ページの集計表のとおり玉名市長より意見を求められております。今回は配分の賃借権設定が7件の19,696㎡、合計7件、19,696㎡の集積で、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしているものと判断し、提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりました。皆さんのほうから御意見、御質問ございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決に移らせていただきます。

議第20号農用地利用集積等促進計画の意見決定7件につきまして、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をよろしくをお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第20号につきましては、原案どおり決定いたしました。

-----○-----

5. 報 告

○議長（下川 安君） 続きまして報告に移ります。

報告第9号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について、報告第10号農地の形状変更届について、報告第11号許可申請の取下げについての40件を事務局より併せて報告いたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 19ページをお願いいたします。

報告第9号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告いたします。令和6年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回19ページから26ページまでの38件、合計101,305㎡の解約通知を受理しております。

27ページをお願いいたします。

報告第10号農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告いたします。令和6年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回は1件の2,378㎡の届出を受理しております。

28ページをお願いいたします。

報告第11号許可申請の取下げについて。下記の物件は、許可申請後に取下げの届出があったので報告いたします。令和6年4月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回1件の3条許可申請の取下げの届出を受理しております。

以上で報告を終わります。

-----○-----

6. 閉 会

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

これで本日予定の議案審議と報告が終わりましたので、令和6年第4回の農業委員会総会を閉会させていただきます。

-----○-----

閉 会 午後3時10分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和6年4月5日

玉名市農業委員会会長 下川 安

農 業 委 員 田上 靖晃

農 業 委 員 丸山 和則